

# **松江市感染症予防計画**

**2024（令和6）年3月**

**松 江 市**

# 目次

## 【はじめに】

<b>1 計画策定の経緯等</b> .....	1
<b>2 感染症対策の推進の基本的な方向</b> .....	1
(1) 事前対応型行政の構築.....	1
(2) 市民一人ひとりに対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策 .....	1
(3) 人権の尊重 .....	2
(4) 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応.....	2
(5) 市の果たすべき役割.....	2
(6) 市民の果たすべき役割.....	2
(7) 医師等の果たすべき役割.....	3
(8) 獣医師等の果たすべき役割.....	3
(9) 予防接種の推進.....	3

## 【計画の内容】

<b>第一 感染症の発生の予防のための施策に関する事項</b> .....	4
1 基本的な考え方 .....	4
2 感染症発生動向調査.....	4
3 感染症の予防のための対策と食品衛生対策の連携.....	5
4 感染症の予防のための対策と環境衛生対策の連携.....	5
5 関係機関及び関係団体との連携.....	5
<b>第二 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項</b> .....	5
1 基本的な考え方 .....	5
2 積極的疫学調査 .....	6
3 検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院.....	6
4 感染症の診査に関する協議会.....	7
5 消毒その他の措置 .....	7
6 感染症のまん延の防止のための対策と食品衛生対策の連携.....	7
7 感染症のまん延の防止のための対策と環境衛生対策の連携.....	8
8 関係機関及び関係団体との連携.....	8
<b>第三 愄染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項</b> .....	8
1 基本的な考え方 .....	8
2 病原体等の検査の推進.....	8
3 総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築.....	8
4 関係機関及び関係団体との連携.....	8
<b>第四 愄染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項</b> .....	8
1 基本的な考え方 .....	8
2 患者の移送のための体制の確保.....	9

<b>第五 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項</b>	9
1 基本的な考え方	9
2 療養生活の環境整備	9
<b>第六 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項</b>	10
1 基本的な考え方	10
2 啓発及び知識の普及並びに人権の尊重	10
3 その他の方策	10
4 関係機関との連携	10
<b>第七 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項</b>	11
1 基本的な考え方	11
2 感染症に関する人材の養成及び資質の向上	11
3 医師会等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上	11
<b>第八 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項</b>	11
1 基本的な考え方	11
2 感染症の予防に関する保健所の体制の確保	11
3 関係機関及び関係団体との連携	12
<b>第九 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策に関する事項</b>	12
1 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策	12
2 国及び地方公共団体との連絡体制	12
<b>第十 その他の感染症の予防の推進に関する重要事項</b>	13
1 施設内感染の防止	13
2 災害防疫	13
3 動物由来感染症対策	14
4 外国人への感染症対策の周知、感染症情報の提供	14
5 薬剤耐性対策	14
<b>第十一 新興感染症に係る数値目標</b>	15

## 【はじめに】

### 1 計画策定の経緯等

平成 10 年に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）が制定され、感染症の発生の予防とまん延の防止、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供、感染症に関する調査及び研究の推進、人材養成、啓発や知識の普及等、感染症対策の総合的な推進が図られているところです。

また、本市においては平成 30 年 4 月に、中核市への移行に伴い保健所を島根県と共同で設置（松江市・島根県共同設置松江保健所）し、感染症法に基づく施策を島根県と密接に連携しながら進めてきました。

令和 4 年 12 月に感染症法が改正され、都道府県に加え保健所を設置する市（以下「保健所設置市」という。）にも感染症予防計画（以下「予防計画」という。）の策定が義務付けられ、国が策定する感染症の予防の総合的な推進を図るために基本指針（以下「基本指針」という。）及び都道府県予防計画に即して策定するとともに、感染症法に基づき島根県が設置する連携協議会において内容を協議することとされました。

本市が策定する予防計画（以下「市予防計画」という。）は、本市における感染症の予防の総合的な推進を図るために基本的な計画であり、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ的確に対応するため、感染症法第 10 条第 14 項に基づき定めるものです。

また、市予防計画は島根県が策定する予防計画（以下「県予防計画」という。）及び基本指針に即して策定するとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）に基づき作成する市行動計画と整合性を取りつつ策定しています。

市予防計画の計画期間は 6 年（令和 6 年度から令和 11 年度まで）とした上で、基本指針が変更された場合又は今後の状況変化等に的確に対応するために見直しを行う必要がある場合には、再検討を加え、必要な変更を行います。

なお、島根県との連携は極めて重要であることから、感染症対策に関する各種施策の遂行に当たっては、島根県との緊密な連携の下、協議を十分行うものとします。

### 2 感染症対策の推進の基本的な方向

#### （1）事前対応型行政の構築

新型コロナウイルス感染症対策の教訓を踏まえ、市内外における感染症に関する情報の収集及び分析並びに市民及び医師等関係者への公表（以下「感染症発生動向調査」という。）を適切に実施するための体制の整備等の取組を通じて、事前対応型の行政として取り組みます。

#### （2）市民一人ひとりに対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策

感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報の収集を行い、その分析の結果並びに感染症の予防及び治療に必要な情報について、市民や関係機関等への公表を推進

します。また、市民一人ひとりにおける予防及び感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防を推進していきます。

### (3) 人権の尊重

感染症の予防と患者等の人権尊重を両立させる観点から、患者個人の意思や人権を尊重し、入院の措置がとられた場合は早期に社会に復帰できるような環境の整備に努めます。

また、感染症に対する差別や偏見の解消のため、報道機関に協力を求める等、あらゆる機会を通じて感染症に関する正しい知識の普及啓発に努めます。そして、感染症に関する個人情報の保護には十分留意し、患者等の人権が損なわれることがないよう取り組みます。

### (4) 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応

感染症は急速にまん延する可能性があるので、健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応が求められます。そのため、感染症の発生状況等の的確な把握が不可欠であり、感染症の病原体の検査を含めた総合的な感染症発生動向調査の体制の確立に向けて、疫学的視点を重視しつつ、本市の関係部局その他の関係者が適切に連携して迅速かつ的確に対応できる体制を整備するとともに、松江市新型インフルエンザ等行動計画等に基づき健康危機管理体制の構築を行います。

### (5) 市の果たすべき役割

ア 施策の実施に当たり、国、島根県をはじめとする都道府県及び保健所設置市との緊密な相互の連携を図りつつ、感染症の患者等の人権を尊重した上で、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策を講じます。

正しい知識の普及、情報の収集及び分析並びに公表、人材の養成及び資質の向上並びに確保、迅速かつ正確な検査体制の整備の推進等の感染症対策に必要な基盤を整備します。

イ 基本指針及び県予防計画に即して市予防計画を策定することに鑑み、島根県連携協議会等を通じて、計画を立案する段階から、島根県と相互に連携して感染症対策を行います。

ウ 保健所を地域の感染症対策の中核的機関として明確に位置づけ、その役割が十分に果たされるよう、体制整備や人材育成等の取組を計画的に進めます。

エ 広域的な対応が求められる場合には、近隣の地方公共団体と連携・協力体制を構築します。また、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、迅速に対策が実行できるよう、保健所及び検査の体制の構築を進めます。

### (6) 市民の果たすべき役割

市民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努める必要があります。また、偏見や差別をもって感染症の患者等の人権を損なわないよ

うにする必要があります。

#### (7) 医師等の果たすべき役割

医師その他の医療関係者は、市民の果たすべき役割に加え、医療関係者の立場で国、島根県及び本市の施策に協力するとともに、感染症の患者等がおかかれている状況を深く認識し、患者等へ適切な説明を行い、その理解の下に良質かつ適切な医療を提供するよう努める必要があります。

また、医療機関、検査機関、高齢者施設等の開設者等は、施設における感染症の発生の予防やまん延の防止のために必要な措置を講じるよう努める必要があります。

#### (8) 獣医師等の果たすべき役割

獣医師その他の獣医療関係者は、市民の果たすべき役割に加え、獣医療関係者の立場で国、島根県及び本市の施策に協力するとともに、動物由来感染症の予防に寄与するよう努める必要があります。

また、動物等取扱業者（感染症法第5条の2第2項に規定する者をいう。）は、市民の果たすべき役割に加え、自らが取り扱う動物及びその死体（以下「動物等」という。）が感染症を人に感染させないように、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物等の適切な管理その他の必要な措置を講じるよう努める必要があります。

#### (9) 予防接種の推進

予防接種は、感染予防対策の中で、主に感受性対策として重要なものです。そのため、ワクチンの有効性及び安全性の評価に関する情報を十分に把握し、市民に対してワクチンに関する正しい知識を積極的に普及し、市民の理解を得つつ、医師会等の関係団体と連携し、積極的に予防接種を推進します。

## 【計画の内容】

### 第一 感染症の発生の予防のための施策に関する事項

#### 1 基本的な考え方

(1) 感染症の発生の予防のための対策においては、事前対応型行政の構築を中心として、島根県と連携しながら具体的な感染症対策を企画、立案、実施するとともに、その評価を進めます。

(2) 感染症の発生の予防のため日常行う施策は、2に定める感染症発生動向調査をその中心として進めますが、さらに平時における食品衛生対策、環境衛生対策等について、関係機関及び関係団体との連携を図りながら具体的な施策を進めます。

また、患者発生後の対応については、感染症のまん延の防止のための施策により適切な措置を講じます。

(3) 予防接種による予防が可能であり、ワクチンの有効性及び安全性が確認されている感染症については、医師会等と十分な連携を行い、個別接種の推進、対象者が予防接種を安心して受けられるような実施体制の整備等を進める必要があります。

さらに、市民が予防接種を受けようとする場合、予防接種が受けられる場所、機関等についての情報を積極的に提供していくことが重要です。

#### 2 感染症発生動向調査

(1) 感染症発生動向調査は、感染症に関する情報を収集及び分析し、市民や医師等医療関係者に対して感染症に関する情報を公表するだけでなく、各種対策を検討する基礎資料となるものであり、施策の推進に当たり、最も基本的な事業のひとつです。また、情報の収集及び分析並びに公表について、全国的に統一的な体系で進めていくことが不可欠です。

感染症発生動向調査の実施に当たっては、医師からの理解と協力が得られるよう努めるとともに、得られた情報を公表するときは、市民や医師等医療関係者に分かりやすい情報となるよう努めます。

(2) 感染症法第12条又は第13条で定めている医師又は獣医師の届出義務や病原体の提出について、医師会や獣医師会等を通じて周知を行います。なお、届出や報告は、国の整備する情報基盤を活用して行います。

(3) 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症（以下「新興感染症」という。）が発生した場合の健康危機管理体制を有効に機能させるためには、その出現を迅速かつ的確に把握することが不可欠です。そのため、新型インフルエンザウイルス等についての監視体制を整備、充実させるとともに、情報収集体制を強化します。

### 3 感染症の予防のための対策と食品衛生対策の連携

感染症の感染経路は、大別すると経皮、呼吸器、経口感染に分類され、食品は経口感染の重要な分野を占めることから、その予防には食品の衛生管理や安全性の確保等、食品衛生部門における取組が大きな役割を担います。そのため、感染症対策部門と食品衛生部門の効果的な役割分担と連携により、食品を介した感染症の予防体制の整備を進めます。

### 4 感染症の予防のための対策と環境衛生対策の連携

水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介する感染症の発生の予防のための対策では、地域住民に対する正しい知識の普及及び情報の提供、関係業種への指導等について、感染症対策部門と環境衛生部門が連携を図りながら推進します。

### 5 関係機関及び関係団体との連携

感染症の予防を効果的かつ効率的に進めていくため、学校、企業等の関係機関及び関係団体とも連携を図るよう努めます。

また、国、島根県及び近隣の地方公共団体との連携体制、医師会等の専門職能団体や高齢者施設等の関係団体との連携体制及び検疫所との連携体制を整備します。

## 第二 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

### 1 基本的な考え方

- (1) 感染症のまん延の防止のための対策の実施に当たっては、健康危機管理の視点に立ち、迅速かつ的確に対応することが重要であり、患者等の人権を尊重しながら、市民一人ひとりの予防及び良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防の推進を図っていくよう努めます。
- (2) 感染症のまん延の防止のためには、患者等を含めた市民、医療関係者等の理解と協力に基づいて、市民が自ら予防に努め、健康を守る努力を行うことが重要であることから、感染症発生動向調査等による情報の公表等、市民への積極的な情報提供や啓発を推進します。
- (3) 対人措置（就業制限や入院措置等）などの一定の行動制限を伴う対策を行う場合は、患者等の人権の尊重について十分に配慮しながら、必要最小限の措置を行うものとします。
- (4) 対人措置及び対物措置（汚染場所の消毒等）を行うときは、感染症発生動向調査等により収集した情報を適切に活用します。
- (5) 事前対応型行政を進める観点から、特定の地域に感染症が集団発生した場合における医師会等の専門職能団体、高齢者施設等の関係団体及び近隣の地方公共団体との役割分担及び連携体制について、あらかじめ定めるよう検討します。
- (6) 近隣の地方公共団体にまたがる広域的な感染症のまん延の場合には、必要に応じ、速やかに国の技術的援助等を求めるとともに、地方公共団体相互の連携

体制の整備を図ります。

- (7) 感染症のまん延の防止のため緊急の必要があるときで、国又は島根県から予防接種法第6条に基づく指示があったときは、臨時の予防接種を適切に実施します。

## 2 積極的疫学調査

- (1) 感染症法第15条に基づく積極的疫学調査は、感染症対策において重要な位置を占めており、個々の感染症に関する最新の知見を取り入れ、疫学的及び科学的な視点をもって的確に行うとともに、対象者の協力が得られるようその趣旨をよく説明し、理解を得るよう努めます。
- (2) 一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者については、正当な理由なく調査に応じない場合には、指示や罰則の対象となることを、人権に配慮しあらかじめ丁寧に説明します。
- (3) 積極的疫学調査を実施する場合にあっては、必要に応じて国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、島根県保健環境科学研究所等の協力を得ながら実施していくことが重要です。また、協力の求めがあった場合は、国、島根県及び関係する地方公共団体に対して必要な支援を積極的に行います。
- (4) 緊急時において、国が積極的疫学調査を実施する場合には、国や島根県と連携を取りながらこれに協力するとともに、必要な情報提供を行います。

## 3 検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院

- (1) 患者等への対人措置の適用に当たっては、感染症の情報を提供し、理解と協力を求めながら行うことを中心とし、人権尊重の観点から必要最小限のものとします。また、書面による通知を行うとともに、入院に係る審査請求制度についても十分な説明を行います。
- (2) 検体の提出若しくは検体の採取に応じるべきことの勧告又は検体の採取の措置は、感染症法第15条に基づき、適切に実施します。
- (3) 健康診断の勧告等については、病原体の感染経路その他の事情を十分に考慮した上で適切に実施します。また、感染症法に基づかない市民の自発的な健康診断の受診に関して、必要に応じて的確な情報の提供を行います。
- (4) 就業制限については、対象者の自覚に基づく自発的な休暇や、就業制限の対象以外の業務に一時的に従事すること等により対応することが基本であり、対象者その他の関係者に対し理解を求めるとともに周知等を行うよう努めます。
- (5) 入院の勧告等に係る入院においては、医師から患者等に対する十分な説明と同意に基づいた医療の提供が基本となるため、入院後も、感染症法第24条の2に基づく処遇についての苦情の申出や、必要に応じての十分な説明及びカウンセリング(相談)を通じ患者等の精神的不安の軽減が図られるように、医療機関に対し要請します。
- (6) 入院の勧告を行うときは、患者等に対して、入院の理由、退院請求、審査請

求に関すること等、入院の勧告の通知に記載する事項を含め十分な説明を行います。また、措置の内容、提供された医療の内容及び患者の病状について、患者ごとに記録票を作成する等の統一的な把握を行います。

- (7) 患者等から退院請求があった場合には、当該患者が病原体を保有しているかどうかの確認を医療機関あるいは島根県保健環境科学研究所等の検査機関の検査結果によって、速やかに行います。

#### 4 感染症の診査に関する協議会

感染症の診査に関する協議会は、患者の発生状況及び地理的状況並びに松江保健所が島根県との共同設置であることを考慮して、島根県と共同で設置します。

構成保健所	設置協議会
松江市・島根県共同設置松江保健所及び島根県隠岐保健所	松江市・島根県共同設置松江保健所及び島根県隠岐保健所感染症診査協議会

協議会では、就業制限、入院勧告、入院期間の延長等の措置について、感染症のまん延の防止の観点による専門的な判断のほか、患者等への医療及び人権の尊重の視点から審議等を行っています。

協議会の委員は、感染症に関する専門性のほか、患者等への医療及び人権の尊重の観点から任命します。

#### 5 消毒その他の措置

消毒、ねずみ族及び昆虫等の駆除、物件に対する措置、建物への立入制限又は封鎖、交通制限及び遮断等の措置を講じる際は、可能な限り関係者の理解を得ながら実施していくよう努めるとともに、これらの措置は、個人の権利に配慮しつつ、必要最小限のものとします。

消毒については、国が示すガイドライン等の周知を図ります。また、本市がねズみ族及び昆虫等の駆除を実施するときは、周囲の環境に配慮しつつ、適切に実施します。

#### 6 感染症のまん延の防止のための対策と食品衛生対策の連携

- (1) 食品媒介感染症（飲食に起因する感染症をいう。）が疑われる疾患が発生した場合には、保健所長の指揮の下、病原体の検査等を行うとともに、患者に関する情報を収集するなど、感染症対策部門と食品衛生部門が適切な役割分担と連携を行い、迅速な原因究明を行います。
- (2) 病原体、原因食品、感染経路等が判明した場合には、一次感染を予防するため、原因物質に汚染された食品等の販売禁止、営業停止等の行政処分を行うとともに、必要に応じ消毒等を行います。
- (3) 二次感染による感染症のまん延の防止については、必要に応じて市民へ情報提供を行うとともに、関係機関への情報提供等の必要な措置を行います。
- (4) 病原体、原因食品、感染経路等の究明に当たっては、島根県保健環境科学研究所や国立試験研究機関等との連携を図ります。

## 7 感染症のまん延の防止のための対策と環境衛生対策の連携

水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介した感染症のまん延の防止のための対策を講じる際に、感染症対策部門は環境衛生部門との連携を図ります。

## 8 関係機関及び関係団体との連携

感染症の集団発生や原因不明の感染症が発生した場合には、まん延の防止のために関係機関及び関係団体との有機的連携を図ります。また必要に応じて国の協力を得ながら関係の地方公共団体と連絡を密にします。

# 第三 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

## 1 基本的な考え方

- (1) 感染症対策において、病原体等の検査の実施体制及び検査能力を十分に有することは、人権の尊重の観点や感染の拡大防止の観点から極めて重要です。
- (2) 新興感染症のまん延が想定される感染症が発生した際に、検査が流行初期の段階から円滑に実施されるよう、関係者や関係機関と協議の上、平時から計画的な準備を行うとともに、民間検査機関等との連携を推進します。

## 2 病原体等の検査の推進

広域にわたり又は大規模に感染症が発生し、又はまん延した場合を想定し、島根県保健環境科学研究所及び民間検査機関を含む各検査機関との連携を図ります。また、新興感染症のまん延時に備え、検査体制を速やかに整備できるよう、島根県とも連携しながら、必要な体制整備についての準備を進めます。

## 3 総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築

感染症の病原体等に関する情報の収集、分析及び公表は、患者に関する情報とともに、感染症発生動向調査の車の両輪として位置付けられます。そのため、患者や病原体等に関する情報の収集のための体制を構築するとともに、患者情報と病原体情報を迅速かつ総合的に分析し、公表します。また、公表する情報は、市民に分かりやすいものとなるよう努めます。

## 4 関係機関及び関係団体との連携

病原体等の情報の収集は、島根県、国立感染症研究所、医師会等の医療関係団体、病院等と連携を図りながら進めていきます。

# 第四 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項

## 1 基本的な考え方

市長が入院を勧告した患者又は入院させた患者の医療機関への移送は、市長が行

う業務であり、その体制の確保に当たっては、一類感染症及び二類感染症のほか、新興感染症の発生及びまん延時に保健所のみでは対応が困難な場合を想定し、本市における役割分担や、消防本部との連携、民間事業者等への業務委託等について平時から検討していくことが重要です。

## 2 患者の移送のための体制の確保

- (1) 一類感染症、二類感染症及び新興感染症の発生に備え、感染症の患者の移送について、平時から島根県との役割分担や消防本部との連携、民間事業者等への業務委託等を図ります。
- (2) 消防本部との連携においては、感染症の患者の病状を踏まえた移送の対象及び感染症の特性を踏まえた安全な移送体制の確保について、地域の救急搬送体制の確保の観点にも十分留意して役割分担を協議します。
- (3) 移送に必要な車両の確保、民間移送機関との役割分担をあらかじめ定めるよう努めます。また、高齢者施設等に入所しており配慮を必要とする方の移送については高齢者施設等の関係団体等とも連携し、移送の際の留意事項を含めて協議します。
- (4) 市域を越えた移送が必要な緊急時における対応方法について、必要に応じてあらかじめ協議することとします。

## 第五 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項

### 1 基本的な考え方

新型インフルエンザ等感染症又は新感染症の外出自粛対象者（外出自粛に係る感染症法の規定が適用される指定感染症にあっては、当該感染症の外出自粛対象者。以下「外出自粛対象者」という。）については、体調悪化時等に、適切な医療に繋げることができる健康観察の体制を整備することが重要です。また、外出自粛により生活上必要な物品等の物資の入手が困難になることから、生活上の支援を行うことが重要です。

また、外出自粛対象者が高齢者施設等や障がい者施設等において過ごす場合は、施設内で感染がまん延しないような環境を構築することが求められます。

### 2 療養生活の環境整備

- (1) 外出自粛対象者の健康観察は、医療機関、医師会、薬剤師会、看護協会及び民間事業者への委託等並びに島根県の協力及び施設同士の連携を活用しつつ、実施体制を確保します。
- (2) 外出自粛対象者が外出しなくとも生活できるようにするため、島根県の協力や民間事業者への委託を活用しつつ、食料品等の生活必需品等を支給するなどの支援を行います。また、自宅療養時においても、薬物療法を適切に受けられるように必要な医薬品を患者に支給できる体制を確保するとともに、患者が介

護保険の居宅サービスや障がい福祉サービス等を受けている場合には、各事業者等との連携を図ります。

- (3) 健康観察や生活支援等を効率的に行うため、情報通信技術を積極的に活用します。

## **第六 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項**

### **1 基本的な考え方**

本市においては適切な情報の公表や正しい知識の普及等を行うことが、医師等においては患者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供することが、市民においては感染症について正しい知識を持ち、自らが予防するとともに、患者等が差別を受けることがないよう配慮していくことが重要です。さらに、感染症のまん延の防止のための措置は、人権を尊重しながら行う必要があります。

### **2 啓発及び知識の普及並びに人権の尊重**

- (1) 診療、就学、就業、交通機関の利用等の様々な場面において、感染症に関する正しい知識の普及並びに患者等への差別及び偏見の排除のため、パンフレット等の啓発資材の作成、キャンペーンイベント及び各種研修会の実施等の施策を講じるとともに、相談機能の充実、ホームページ、SNS、広報誌等による情報提供等、市民に身近なサービスの充実に努めます。特に、保健所においては感染症についての情報提供や相談対応だけではなく、リスクコミュニケーションを推進していきます。
- (2) 患者に関する情報の流出防止のため、医療機関を含む関係機関の職員に対して個人情報の保護に関する意識の高揚を図るとともに適切な指導を行います。

### **3 その他の方策**

- (1) 患者等のプライバシーを保護するため、医師から感染症法第12条第1項の届出を受理した場合は、状況に応じて、患者等へ当該届出の事実等を通知するよう努めます。
- (2) 報道機関に対して的確な情報を提供することが重要であり、感染症に関し誤った情報や不適当な報道がなされないよう密接な連携を図ります。また、万一、誤った情報等が報道された場合には速やかに訂正する等の措置を取ります。
- (3) 患者等に関する個人情報は、松江市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年松江市条例第43号)に基づき、適切に取り扱います。また、感染症に関する情報の公開を行うときは、患者等のプライバシーに十分配慮します。

### **4 関係機関との連携**

国、島根県及び他の地方公共団体と定期的に情報の交換を行うことにより、密接な連携を図ります。

## **第七 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項**

### **1 基本的な考え方**

過去にまん延していたが現在は感染者が減少している感染症がある一方、新たな感染症も発生しています。感染症に関する幅広い知識を持ち、感染症対策を担うことができる多様な人材が、医療現場のみならず、高齢者施設等や行政の中においても必要であることから、これら必要とされる人材の確保のため、人材の養成及び資質の向上を推進します。

### **2 感染症に関する人材の養成及び資質の向上**

国立保健医療科学院や国立感染症研究所等で実施される感染症に関する研修会等に保健所職員等を積極的に派遣するとともに、感染症に関する講習会の開催等により、保健所職員等に対する研修や訓練の充実を図り、その人材の活用等に努めます。また、関係機関及び関係団体と連携した訓練の実施に努めます。

### **3 医師会等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上**

医師会等の医療関係団体においては、会員等に対して感染症に関する情報提供及び研修を行うことが重要であることから、本市としても積極的に協力・支援を図ります。

## **第八 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項**

### **1 基本的な考え方**

- (1) 保健所は地域の感染症対策の中核的機関として、地域保健法に基づき厚生労働大臣が策定する基本指針とも整合性を取りながら、必要な情報の収集・分析、対応策の企画立案・実施、リスクコミュニケーション等を行うとともに、感染症の感染拡大時にも健康づくり等地域保健対策も継続することが重要であることから、平時から有事に備えた体制を構築し、有事の際には速やかに体制を切り替えることができる仕組みの構築を進めます。
- (2) 島根県連携協議会等を活用しながら、関係機関及び関係団体と連携を図ります。
- (3) 感染症発生時に迅速に対応できるよう、感染症に関する情報の責任者への迅速かつ適切な伝達及び一元的な管理を行う体制の構築を進めるとともに、外部人材の活用も含めた必要な人員の確保、受入体制の整備、必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等、健康危機発生時に備えた保健所の平時からの計画的な体制整備を進めます。また、業務の一元化や外部委託、情報通信技術の活用を視野に入れた体制を検討します。

### **2 感染症の予防に関する保健所の体制の確保**

- (1) I H E A T要員、島根県、本市の他部局等からの応援など外部人材の活用も含めた必要な人員の確保、受入体制の整備、必要な機器及び機材の整備、物品

の備蓄等、健康危機発生時に備えて、保健所における平時からの準備を計画的に取り組みます。

- (2) 新興感染症の発生及びまん延時の保健所体制については、必要となる保健所の人員数の数値目標を設定し、感染状況に応じて、必要な保健所の体制を機動的に構築します。

体制の構築に当たっては、業務の外部委託や一元的な実施、情報通信技術の活用などを通じた業務の効率化を積極的に進めます。

※ I H E A T : 感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと

### 3 関係機関及び関係団体との連携

- (1) 感染症発生時における保健所の体制を確保するため、平時から本市及び島根県の本庁部門や島根県保健環境科学研究所等と役割分担等を協議・確認します。
- (2) 感染症の感染拡大時にも健康づくり等地域保健対策も継続できるよう、島根県、学術機関、消防本部などの関係機関、専門職能団体等と連携を図ります。

## 第九 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策に関する事項

### 1 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策

- (1) 一類感染症、二類感染症又は新感染症の患者の発生又はそのまん延のおそれが生じた場合には、該当する感染症の患者が発生した場合の保健所及び本庁における初動対応や移送について、関係機関と連携を取りながら対応します。
- (2) 感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止する必要から、緊急に国から指示があった場合には、迅速かつ的確な対応を図ります。
- (3) 十分な知見が集積されていない状況で感染症対策が必要とされる場合には、国に対して専門家の派遣を要請し、派遣された専門家の助言指導を求め適切な対応を図ります。

### 2 国及び地方公共団体との連絡体制

- (1) 国との連絡体制

ア 新感染症への対応を行う場合及びその他感染症への対応について緊急と認める場合にあっては、患者の発生状況（患者と疑われる者に関する情報を含む。）等についてできるだけ詳細な情報を国に提供することにより緊密な連携を図ります。

イ 検疫法に基づき、入国の際、健康状況に異常をきたし検査等を受けた場合等で、通報書による情報提供等があった場合は、国や県と連携し、本人又は同行者等の追跡調査その他の必要な措置を行います。

## (2) 他の地方公共団体との連絡体制

- ア 緊密な連絡体制を構築し、感染症の発生状況、緊急度等を勘案して必要に応じて相互に応援職員や専門家が派遣できるよう支援体制の整備を図るよう努めます。
- イ 関係市町村に対して、医師等からの届出に基づいて必要な情報を提供するとともに、緊急時における連絡体制の整備を図ります。
- ウ 複数の市町村にわたり感染症が発生した場合であって緊急を要する場合に、島根県が県内の統一的な対応方針を提示したときは、当該対応方針に基づき島根県と連携し対応を図ります。

## (3) 関係機関及び関係団体との連絡体制

消防本部に対して、感染症に関する情報等を適切に連絡します。また、医師会等の医療関係団体等と緊密な連携を図ります。

## (4) 緊急時における情報提供

緊急時においては、市民に対して感染症の患者の発生の状況や医学的知見など感染予防等の対策を講じる上で有益で正確な情報を、人権侵害及びパニックの防止という観点も考慮しつつ、可能な限り提供します。この場合には、情報提供媒体を複数設定し、理解しやすい内容で情報提供を行います。

# 第十 その他の感染症の予防の推進に関する重要事項

## 1 施設内感染の防止

- (1) 医療機関や高齢者施設等において、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、薬剤耐性菌感染症等の感染症が発生し又はまん延しないよう、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報をこれらの施設の開設者又は管理者に適切に提供するよう努めます。

これら施設の開設者及び管理者にあっては、入手した感染症に関する情報に基づき、必要な措置を講じるとともに、普段から施設内の患者、入所者及び職員の健康管理を行い、早期発見・早期対応等に努めることが重要です。

- (2) 医療機関においては、院内感染対策委員会等を中心に院内感染の防止に努めることが重要であり、実際に取った措置等に関する情報について、本市や他の施設に提供することにより、その共有化を図る必要があります。

- (3) 施設内感染に関する情報や調査研究の成果については、医師会等関係団体、医療機関、高齢者施設等の関係者に普及し、活用を促していくよう努めます。

## 2 災害防疫

災害発生時の感染症の発生の予防及びまん延の防止の措置は、生活環境が悪化し、被災者の病原体に対する抵抗力が低下する等の悪条件下で行われることを念頭に、松江市地域防災計画に基づいて、迅速かつ的確に所要の措置を講じ、感染症の発生の予防及びまん延の防止に努めます。

また、被災者に対して、保健所等を拠点として、関係機関等と連携を図り、迅速な

医療機関の確保、防疫活動、保健活動等を実施します。

### 3 動物由来感染症対策

- (1) 動物由来感染症に対する必要な措置等が速やかに行えるよう、獣医師等に対し、感染症法第13条に規定する届出や狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に規定する届出の義務について周知を行うとともに、ワンヘルス・アプローチ(人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むことをいう。)の理念に基づき、島根県、関係機関、関係団体等との情報交換を行います。
- (2) 島根県、関係機関、関係団体等と連携を図り、動物由来感染症に関する情報を収集し、必要に応じて市民への情報提供を行います。

### 4 外国人への感染症対策の周知、感染症情報の提供

市内に居住又は滞在する外国人に対し、感染症に関する知識を普及するため、保健所等の窓口に感染症対策を外国語で説明したパンフレットを備えておく等の取組を推進します。

### 5 薬剤耐性対策

医療機関において、薬剤耐性の対策及び抗菌薬の適正使用が行われるよう、島根県が講じる方策に協力します。

## 第十一 新興感染症に係る数値目標

区分	目標項目	目標値
検査体制	検査の実施能力	流行初期 <sup>*1</sup> ：(132件/日) 流行初期以降 <sup>*2</sup> ：(327件/日)
人材の養成・資質の向上	保健所職員等に対する研修・訓練回数	平時：年1回以上 ※国や国立感染症研究所等が実施する研修への参加に派遣した場合を含む
保健所の体制整備	流行開始から1か月において想定される業務量に対応する人員確保数	154人
	即応可能なIHEAT要員の確保数 (IHEAT研修受講者数)	1人

※1 感染症法に基づく厚生労働大臣による新興感染症発生の公表後1か月

※2 感染症法に基づく厚生労働大臣による新興感染症発生の公表後6か月以内